

# 山口県報

平成22年  
9月7日  
(火曜日)

## 目 次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課)……………三

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課)……………三

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (五件) (厚政課)……………三

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)……………四

選管告示

不在者投票のできる老人ホームの指定……………五



### 山口県告示第三百十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年九月七日から同月二十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境下水道部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー株式会社  
住 所 周南市開成町四五六〇番地
  - 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東ソー株式会社南陽事業所  
所在地 周南市開成町四五六〇番地
  - 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
  - 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	項 目		構 造	使 用 の 方 法
	変更前	変更後		
七四	三、(四)〇〇〇〇	"	(既 設)	連続二四時間 使用時間 一日当たりの使用時間 季節的変動の概要
				連続二四時間 使用時間 一日当たりの使用時間 季節的変動の概要

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口	
変更後	変更前	変更後	変更前	項目	項目
"	"	"	八	水素イオン濃度 (水素指数)	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
"	"	"	九.六	化学的酸素要求量 (mg/l)	常
"	三	"	二.五	浮遊物質	最
"	五	"	四.三	浮遊物質	大
"	一〇	"	六	浮遊物質	常
"	二〇	"	一三	浮遊物質	最
"	"	"	一	鉍油類	大
"	一.三	"	〇.九	鉍油類	常
"	二.二	"	一.二	鉍油類	最
"	"	"	〇.一	窒素	大
"	"	"	〇.二	窒素	常
"	"	"	〇.二	窒素	最
二、九三六、一〇八	二、九三三、五〇八	"	一四〇、四〇〇	リン	大
二、九三六、一〇八	二、九三三、五〇八	"	一四〇、四〇〇	リン	常
二、九三六、一〇八	二、九三三、五〇八	"	一四〇、四〇〇	リン	最

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

総合排水処理施設				種 類
処理後		処理前		項 目
変更後	変更前	変更後	変更前	項目
"	"	"	八	水素イオン濃度 (水素指数)
"	"	"	九.六	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	"	"	三	浮遊物質
"	"	"	五	浮遊物質
"	一〇	"	一四〇	浮遊物質
"	二〇	"	二八〇	浮遊物質
"	"	"	一	鉍油類
"	"	"	一.三	鉍油類
"	"	"	二.二	鉍油類
"	"	"	〇.一	窒素
"	"	"	〇.二	窒素
"	"	"	〇.二	窒素
二、九三六、一〇八	二、九三三、五〇八	二、九三六、一〇八	二、九三三、五〇八	リン
二、九三六、一〇八	二、九三三、五〇八	二、九三六、一〇八	二、九三三、五〇八	リン
二、九三六、一〇八	二、九三三、五〇八	二、九三六、一〇八	二、九三三、五〇八	リン

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

七四		種 類	
変更後	変更前	項目	
"	八	水素イオン濃度 (水素指数)	汚水等の汚染状態の値
"	九.六	化学的酸素要求量 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
"	三	浮遊物質	常
"	五	浮遊物質	最
"	一〇	浮遊物質	大
"	二〇	浮遊物質	常
"	一.三	鉍油類	大
"	二.二	鉍油類	常
"	〇.一	窒素	大
"	〇.二	窒素	常
二、九三六、一〇八	二、九三三、五〇八	リン	大
二、九三六、一〇八	二、九三三、五〇八	リン	常
二、九三六、一〇八	二、九三三、五〇八	リン	最

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第三百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年九月七日

山口県知事 二井 関 成

名 称	所 在 地	機 関	廃 止 年 月 日
瀨口皮膚科	宇部市鍋倉町二番六号		平成二二、四、三〇
ハミング薬局	"	北琴芝二丁目五番五号	"

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等	所 在 地	廃 止 年 月 日
指定訪問看護事業者等				
社会福祉法人むべの里	宇部市大字東須恵三二〇の一	むべの里訪問看護ステーション	宇部市大字東須恵三二〇の一	平成二二、三、三一

山口県告示第三百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年九月七日

山口県知事 二井 関 成

名 称	所 在 地	機 関	指 定 年 月 日
こころ薬局	宇部市寿町三丁目二番二五号		平成二二、八、一
ハミング薬局	"	北琴芝二丁目三番五号	"
ヘイワ薬局佐波店	防府市佐波一丁目三番九号		四、一

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等	所 在 地	指 定 年 月 日
指定訪問看護事業者等				
株式会社ハピナス・エル	宇部市大字上宇部一九三の一八	ハピナス・エル訪問看護ステーション	宇部市恩田町二丁目一八番二〇号	平成二二、八、一

山口県告示第三百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年九月七日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所	所 在 地	事業の種類	指 定 年 月 日
株式会社ハピナス・エル	宇部市大字上宇部一九三の一八七	ハピナス・エル訪問看護ステーション	宇部市恩田町二丁目一八番二〇号	訪問看護	平成二二、八、一

社団法人山口県看護協会	防府市大字上右田二六八六	山口県看護協会訪問看護ステーションほづふ	防府市大字上右田二六八六	居宅療養管理指導	"
有限会社片倉温泉くぼた	宇部市大字西岐波五三四五	デイサービス湯田朝倉荘	山口市神田町一番一四号	通所介護	"
医療法人竹内医院	周南市大字戸田二七八三	デイサービスはなばたけ	周南市花畠町三番一七号	"	"
周南農業協同組合	下松市西柳二丁目三番四八号	J A周南福祉用具レンタル事業所	" 清水一丁目九番五号	福祉用具貸与	"

山口県告示第三百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年九月七日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社むつちゃん方	山口市徳地島地五九〇の二	居宅介護支援事業所むつちゃん方	山口市徳地島地五九〇の二	平成二二、五、一

社会福祉法人山口市社会福祉協議会  
 八九の一  
 上野小路  
 山口市社会福祉協議会とくち指定居宅介護支援事業所  
 七四四  
 徳地堀一  
 七、

山口県告示第三百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年九月七日

山口県知事 二井 関成

特定福祉用具販売事業者 名称 主たる事務所 の所在地	特定福祉用具販売事業者 名称 所在地	指定年月日
周南農業協同組合 下松市西柳二丁目三番四八号	J A周南福祉用具レンタル事業所 周南市清水二丁目九番五号	平成二二、八、一

山口県告示第三百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年九月七日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名称 所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社ハピナス・エル 宇部市大字上宇部一九三の一八七	ハピナス・エル訪問看護ステーション 宇部市恩田町二丁目一八番二〇号	介護予防訪問看護	平成二二、八、一
医療法人協愛会 山口市阿知須四一七一の一	訪問看護ステーションすこやかハピナス 山口市阿知須四一七一の一	介護予防	七、
有限会社片倉温泉くぼた 宇部市大字西岐波五三四五	デイサービス湯田朝倉荘 神田町一番一四号	介護予防通所介護	七、

有限会社岩国メデイカルサポート 岩国市南岩国町四丁目五九番五の一号	デイサービスセンターかえで 岩国市南岩国町四丁目五九番五の一号	介護予防	七、
有限会社フアイン 平田三丁目三番一	デイサービスセンターかえで 平田三丁目三番一	介護予防	四、
医療法人竹内医院 周南市大字戸田二七八三	デイサービスはなばたけ 周南市花畠町三番一七号	介護予防	八、
周南農業協同組合 下松市西柳二丁目三番四八号	J A周南福祉用具レンタル事業所 周南市清水一丁目九番五号	介護予防用具貸与	七、

山口県告示第三百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年九月七日

山口県知事 二井 関成

特定介護予防福祉用具販売事業者 名称 主たる事務所 の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業者 名称 所在地	指定年月日
周南農業協同組合 下松市西柳二丁目三番四八号	J A周南福祉用具レンタル事業所 周南市清水二丁目九番五号	平成二二、八、一



(二八七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年十月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年九月七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十二年八月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ゆう・ゆう・はぎ

代 表 者 の 氏 名 長田 光雄

主たる事務所の所在地 萩市大字椿東五八二番地の二

三 定款に記載された目的

障がい児及び障がい者並びに心に悩みを抱える青少年の地域における生活の支援を  
充実させるために福祉サービスに関する事業を提供するとともに、地域福祉の推進、  
青少年の健全育成及びボランティア活動の充実に努めることによつて、ノーマライ  
ゼーション社会の実現に寄与すること。



山口県選挙管理委員会告示第六十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者  
投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十二年九月七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
養護老人ホームやはす苑	防府市大字江泊一七九〇	平成二二、八、三〇
株式会社ピーエーゆづの	警固町一丁目六番四二号	" " "
風三田尻		" " "

平成二十二年九月七日印刷  
発行

発行  
行人所

山口県知事  
山口市